

## 2021年第1回教育委員会臨時会日程

日 時 2021年3月9日(火)

午後6時～

場 所 大栄農村環境改善センター大会議室

### 1 開 会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議 案

第15号議案 令和2年度末教職員人事異動内申について

第16号議案 北栄町中学校区学校運営協議会委員の任命について

第17号議案 北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正する規則  
の制定について

### 4 報 告

なし

### 5 その他

今後の予定

・次回教育委員会 臨時会 3月 日( ) 時 分から

定例会 3月23日(火)午後1時30分から

場所：北栄町役場 第1委員会室

### 6 閉 会

議案第 15 号

令和 2 年度末教職員人事異動内申について

令和 2 年度末教職員人事異動内申を別紙のとおり行いたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条の規定により委員会の承認を求める。

2021 年 3 月 9 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

議案第 16 号

北栄町中学校区学校運営協議会委員の任命について

北栄町中学校区学校運営協議会委員を任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2021年3月9日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

## 北栄町北条中学校区学校運営協議会委員（案）

	氏 名	役 職 等	備 考
1	三 村 章 雄	北条小中学校評議員 (社会教育委員)	
2	岩 間 宗 徳	北条小学校評議員 (元PTA会長)	
3	奥 田よしの子	北条小学校評議員 (読み聞かせの会つくしんぼ代表)	
4	大 庭 博	北条小学校評議員 (北条支所長)	
5	岡 裕 一	北条小学校評議員 (放課後児童クラブ統括責任者)	
6	根 鈴 正 則	北条小学校評議員 (PTA会長)	
7	加 藤 晋 彦	北条中学校評議員 (元中学校校長)	
8	石 原 聖 治	北条中学校評議員 (PTA副会長)	
9	山 根 雄 一	北栄スポーツクラブ	
10	笠 見 隆 志	北栄町立北条小学校長	
11	(新校長)	北栄町立北条中学校長	

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

◆地域コーディネーター 荒 木 啓 子

## 北栄町大栄中学校区学校運営協議会委員（案）

	氏 名	役 職 等	備 考
1	井 川 敦 雄	大栄中学校学校運営協議会副会長 (由良地区まちづくりの会会長)	
2	大 西 慶 祐	大栄中学校学校運営協議会委員 (PTA 役員 大栄中同窓会理事)	
3	重 信 泰 子	大栄中学校学校運営協議会委員 (元小学校教頭)	
4	高 垣 知 博	大栄中学校学校運営協議会委員 (鳥取中央育英高校校長)	
5	清 水 史 枝	大栄中学校学校運営協議会委員 (北栄町民生委員)	
6	妻 由 道 明	大栄中学校学校運営協議会会長 (大栄中学校同窓会長)	
7	中 川 昇	大栄中学校学校運営協議会委員 (元中学校校長)	
8	中 西 澄 江	大栄中学校学校運営協議会委員 (北栄町大栄赤十字奉仕団委員長)	
9	松 井 美 幸	大栄中学校学校運営協議会委員 (元こども園園長)	
10	進 木 富 夫	遊楽隣工房 代表 (元中学校長)	
11	町 田 弥 生	ほくほくプラザ児童厚生員	
12	中 山 功 一	放課後児童クラブ責任者	
13	河 原 裕 司	北栄町立大栄中学校長	
14	山 本 洋 介	北栄町立大栄小学校長	

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

◆地域コーディネーター 秋 山 英 正

議案第 17 号

北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2021年3月9日提出

北栄町教育委員会教育長 別 本 勝 美

記

別紙のとおり

北栄町社会体育施設管理運営規則の一部を改正する規則

北栄町社会体育施設管理運営規則(平成17年北栄町教育委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>(利用時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第11条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て変更することができる。</p>		<p>(利用時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第11条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て変更することができる。</p>	
名称	利用時間	名称	利用時間
北栄町北条体育館	8時00分～22時00分	北栄町北条体育館	8時00分～22時00分
北栄町大栄体育館	8時30分～22時00分	北栄町大栄体育館	8時30分～22時00分
北栄町大誠体育館	8時30分～22時00分	北栄町大誠体育館	8時30分～22時00分
北栄町勤労者体育センター	8時30分～22時00分	北栄町勤労者体育センター	8時30分～22時00分
北栄町北条ふれあい会館	8時00分～22時00分	北栄町北条ふれあい会館	8時00分～22時00分
北栄町大栄ふれあい会館	8時30分～22時00分	北栄町大栄ふれあい会館	8時30分～22時00分
北栄町北条野球場	6時00分～22時00分	北栄町北条野球場	6時00分～22時00分
北栄町大栄野球場	6時00分～22時00分	北栄町大栄野球場	6時00分～22時00分
北栄町北条運動場	6時00分～22時00分	北栄町北条運動場	6時00分～22時00分

北栄町大栄運動場	6時00分～22時00分	北栄町大栄運動場	6時00分～22時00分
		北栄町北条多目的広場	6時00分～22時00分

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。